

お知らせ

自動車の点検・整備
行っていますか？

内閣府 沖縄総合事務局
運輸部車両安全課
☎866-00031
(内線85449)
FAX860-23369

自動車使用者の皆さまには、自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図る必要から、適切な保守管理および点検・整備の実施が義務付けられています。

内閣府沖縄総合事務局では、自動車使用者の皆さまに自動車の点検・整備を確実にしていたため、9月から10月までの2か月間を自動車点検整備推進強化月間としています。

「人と車と環境との調和のとれた社会」を形成するためには、自動車使用者一人一人が自己の責任において、日常における自動車の保守管理を確実に実施することが大切です。

自動車使用者の皆さまのご理解とご協力をよろしく願います。



放射性セシウムが含まれる可能性のある腐葉土について

沖縄県農林水産部営農支援課
☎866-2280
沖縄県中部農業改良普及センター
☎894-6521
浦添市商工業課
☎876-1234
(内線3163)

放射性セシウムが含まれる可能性のある腐葉土が県内でも流通していたことが確認されたため、市民の皆さまには、去る3月11日以降に購入した腐葉土について、確認し対応していただきま

すようお願いいたします。

①購入した腐葉土が該当腐葉土であるかの確認について

↓購入した店舗もしくは沖縄県農林水産部営農支援課へお問い合わせください。

②購入した該当腐葉土を使用せず保管している場合

↓購入した店舗へ回収のご相談をしてください。

③該当腐葉土を既に使用した場合

↓沖縄県中部農業改良普及センターへご相談ください。

④今後、腐葉土、たい肥、肥料等を購入する場合

↓購入先で安全性の確認をしてください。

※浦添市内の公立幼・小・中学校、児童福祉施設等および市が管理する公園での該当腐葉土の使用について、所管部署へ照会した結果、使用していないことが確認されました。

農業者の皆さん老後の備えは万全ですか？

商工業課
☎876-1234
(内線3163)
JAおきなわ浦添支店組合員課
☎878-6552

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに農業従事者の確保を目的にした制度です。

この年金は農業者だけが加入でき、また多くのメリットがあることが特徴です。多くの農業者に加入していただき、老後に備えましょう。

◆少子・高齢化に強い積立方式の確定拠出型年金です。

◆保険料額は生活設計に合わせ自由に決められます。

(月額2万円から6万7千円の間で、千円単位)

◆終身年金で80歳までの保証つきます。

◆公的年金のため、支払った保険料は税申告の際、全額社会保険料控除ができ有利です。

◆農業者への手厚い政策支援があり、一定の条件を満たす方は支払保険料に国庫補助があります。

◆加入要件 左記の要件を全て満たしていること

◆20歳以上60歳未満

◆国民年金の第1号被保険者であって、同年金の付加年金に加入すること。

◆年間60日以上農業に従事する方

平成23年度第2回
危険物取扱者試験について

消防本部 予防課
☎878-3682

試験日時 12月11日(日) 午前9時50分

試験の種類 甲種、乙種(第1類、第2類、第3類)

試験会場

・那覇工業高等学校

・沖縄国際大学

・名護高等学校

・宮古総合実業高等学校

・八重山商工高等学校

・久米島高等学校

受験願書受付期間 10月27日(木)～11月4日(金)

受験案内書配布先

・各消防本部

・宮古事務所総務課

・消防試験研究センター

受験受付方法 消防試験研究センターへ郵送もしくは直接窓口へ持参してください。

※電子申請できます。詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ

(財)消防試験研究センター

沖縄県支部

〒900-0029

那覇市旭町1-16番地37

自治会館6階

☎941-5201

ホームページ

http://www.shoubo-shiken.or.jp

更生保護サポートセンターについて

福祉課
☎876-1234
(内線3571)

平成22年10月より、浦添市社会福祉センター2階の中部南保護区保護司会浦添市支部事務所にて、「更生保護サポートセンター」が併設されています。当施設は、犯罪や非行を犯してしまっ

た人の更生保護や保護司に関する情報発信・保護観察処遇活動の支援場所・更生保護ボランティアとの連携による社会参加活動など、地域で更生保護活動を行う拠点として重要な役割を担っています。

犯罪や非行を犯してしまった人の立ち直り、犯罪や非行の防止には地域にお住いの皆さんの理解が必要です。

更生保護を身近な問題としてとらえ、一緒になって考える場所として、当サポートセンターをご活用ください。

問い合わせ

更生保護サポートセンター

浦添市仲間1-10-7

浦添市社会福祉センター2階

☎879-6017(FAX兼用)

相談日時 月～金曜日(祝日は除く)午前10時～午後6時

お気軽にご相談ください。

秋の行政相談週間はじまる
10月17日～23日

沖縄行政評価事務所との共催により、下記のとおり行政相談を開催します。

日時 10月20日(木)午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

場所 浦添市役所1階 市民相談室

相談内容 医療保険、年金、老人保健・福祉、雇用保険、交通安全、恩給、公害、道路、環境衛生、登記など

行政相談委員が相談に応じています。相談は無料・秘密厳守です。

【浦添市の行政相談委員】総務大臣委嘱
●津波古 重男氏 ●山川 重子氏 ●内間 真理子氏

問い合わせ 総務省沖縄行政評価事務所
☎867-1100 FAX 866-0158
☎0570-090110
(午後5時15分～翌午前8時30分は留守番電話)

行政書士無料相談会

日時 10月12日(水)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

場所 浦添市役所1階 市民ロビー

相談内容 建設業許可・入札・農地転用・会社等法人設立・遺産分割協議書・公正証書遺言・家系図作成など

問い合わせ 沖縄県行政書士会 浦添支部 ☎875-6927

土地境界問題等無料相談会

土地の境界問題や建物の登記問題などでお悩みのある市民の皆さまを対象に沖縄県土地家屋調査士(国家資格者)と那覇地方務局との共催により無料相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

日時 11月2日(水)午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

場所 浦添市役所1階 市民ロビー

相談内容 隣接地主との土地の境界問題・新築・増築した建物の登記問題など

問い合わせ 沖縄県土地家屋調査士会 ☎834-7599



証明書発行等の手数料改定と自動交付機利用の案内

平成23年10月1日から、窓口交付の証明書発行等の手数料が改定されました。

1件につきおむね 200円 → 300円

自動交付機をご利用の場合は、これまでどおりの手数料となりますので、便利でお得な「自動交付機」をご利用ください。手数料改定の経緯、各種手数料、自動交付機の詳細については「広報うらそえ8月号」もしくは、市ホームページにてご確認ください。

※各種手数料については各担当課にお問い合わせください。
自動交付機について…市民課(内線3065・3066)
手数料改定の経緯について…財政課(内線2112)

問い合わせ
☎876-1234

市民相談・法律相談・行政相談・
人権相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室
☎876-1234
(内線7311)

相談は無料、秘密は厳守します。
場所 市民・消費生活相談室
(市役所1階)

※人権相談に関しては中央公民館3階保育室にて行います。

■市民相談

月～金曜日 午前9時～午後9時(正午～午後1時を除く)

内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望など

■法律相談

毎週火曜日 弁護士相談

午後2時～4時30分

毎週水曜日 司法書士相談

午後2時～4時30分

毎週木曜日 司法書士相談

午後7時～9時

内容 市民生活に関わる諸々の法律相談(要予約)

■行政相談

毎月第1・2・3木曜日

午後2時～4時

内容 行政機関等の業務に関する相談

■消費生活相談

毎週月・水・金曜日

午前10時～午後4時

内容 消費生活に関する相談

■人権相談

毎月第2金曜日

午前10時～午後4時

内容 人権に関する相談

年末調整等説明会

年末調整および法定調書等の作成のしかたについて、下記のとおり説明会を開催します。

開催日	時間	対象市町村	会場
11/16(水)	午前10時～午後0時30分	浦添市、西原町	沖縄コンベンションセンター劇場棟 (宜野湾市真志喜4-3-1)

※会場駐車場および臨時駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

1. ご出席の際は、「出席票」、「年末調整のしかた」等の関係書類をお持ちください。 ※年末調整関係書類の送付は、10月下旬を予定しています。
2. 関係用紙の不足については、出席票に必要部数をご記入の上、説明会会場にてお受け取りください。

関係用紙については税務署総合窓口でも配布しています。(郵送による配布は行っていません。)また、国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp/】から出力して使用することもできます。 ※複写式でない用紙については、コピーにより使用することもできます。

問い合わせ 北那覇税務署 ☎877-1324(代表番号)

◎国税についての一般的なご質問は電話相談センターでお答えします。音声案内に従い番号「1」を選択してください。

◎個別的なご相談の場合は、音声案内に従い番号「2」を選択してください。

◆年末調整のしかた・・・法人課税第1部門(内線56) ◆源泉徴収票および支払調書等の作成・・・管理運営第1部門(内線14)